

公的支援制度と各種文書料

〈公的支援制度のご案内；治療を受けるうえで知っておくと役に立ちます〉

1) 自立支援医療

→ 精神科通院医療費の原則 1 割負担（また世帯収入により上限月額あり）、1 年毎の更新

2) 精神障害者福祉手帳

→ 作業所（A 型就労支援事業所）、障害者者就労の際、必要となったり、自治体によっては、交通機関や公共サービスを受ける際、割引などを受けることができます

3) 障害者総合支援法における障害支援区分（主治医意見書；患者様の文書料負担はございません）

→ グループホーム入所やヘルパー利用などの際、必要となります

・上記 1～3) に関しては、お住まいの地域の役場（福祉課や健康増進課など…）へお問い合わせください

4) 精神障害年金

・受付窓口；年金事務所 ～当院の場合、多くは日本年金機構 別府年金事務所

→ 障害の程度（1～3 級）や年金の種類（厚生年金、国民年金、など）により、若干異なりますが、年金納付免除および年金受給が出来ます（下記 ①～③の書類が必要になります）

① 医師診断書（申請時および、1～5 年に一度、現況届提出）、

② 受診状況証明書（初診証明）、

③ 病状申立書（今までの病状経緯を申告する）

※書き方など、分かりにくい点をご指導申し上げます

5) 介護保険申請・更新（主治医意見書；患者様の文書料負担はございません）

・受付窓口；お住まいの地域の役場（高齢者福祉課や介護保険課など）

→ 担当ケアマネージャー（ケアマネ）による〈ご本人調査〉と
かかりつけ医師による主治医意見書が必要になります

〈診断書 文書料 ；税込（保険対象外となります）〉

- ・普通診断書 ; 2,000 円（初回診断時；2,500 円）
- ・自立支援医療診断書 ; 3,000 円
- ・精神障害者福祉手帳 ; 5,000 円
- ・精神障害年金診断書 ; 初回申請時（および等級変更時）15,000 円、 現況届 8,000 円
- ・受診状況等証明書（初診証明書）; 5,000 円
- ・特別児童扶養手当診断書 ; 7,000 円
- ・自動車免許等に係る診断書 ; 5,000 円（警察からの提出命令に係る認知症診断書；8,000 円）
- ・認知症における臨時適性検査（警察依頼）；状態像により対応致します
- ・ハローワークへの主治医意見書 ; 3,000 円
- ・休職等、療養・傷病証明書 ; 2,000 円
- ・認知症証明書 ; 3,000 円
- ・猟銃所持許可等の診断書 ; 6,000 円
- ・その他 ; ご相談ください

平成 29 年 03 月 01 日現在

